

富山県砂利採取関係行政処分等事務取扱要領

平成 28 年 5 月 1 日制定

(目的)

第 1 条 この要領は、砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号。以下「法」という。）に違反した事実が認められた場合における行政処分及び行政指導（以下「行政処分等」という。）の基準について定めることにより、公正かつ適切な法の運用を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第 2 条 この要領は、次に掲げる者（以下「違反者」という。）に対して行政処分等を行う場合に適用する。

- (1) 法第 3 条の規定に違反して知事の登録を受けず砂利採取業を行った者
- (2) 法第 12 条第 1 項に規定する処分の対象となる砂利採取業者
- (3) 法第 26 条に規定する処分の対象となる砂利採取業者

(違反行為等の把握等)

第 3 条 所轄土木センター（事務所）所長（以下「所長」という。）は、法に違反する疑いのある行為を認められた場合は、事実を確認するため必要な調査を行い、その実態の把握に努めるものとする。

(違反行為発見時の対応)

第 4 条 所長は、別表（違反行為に係る処分基準表）（以下「別表」という。）に掲げる違反条項に該当する行為（以下「違反行為」という。）を発見した場合は、違反者に対し違反行為である旨を指摘し、併せて違反行為の停止を求めるとともに、災害防止上必要があると認めるときは、当該違反者に対し、必要な応急措置を講ずるよう求めるものとする。

2 所長は、土木部河川課長に前項の状況を報告するとともに、情報の共有化を図るものとする。

(違反者に対する処分)

第 5 条 違反者に対しては、次の事項に留意の上、別表に基づき行政処分等を行うものとする。

- (1) 処分は、該当する違反条項及び違反の程度に応じ別表の処分基準欄の 1 次措置から行うこととし、違反者がこれに従わない場合は、当該処分基準欄の 2 次措置及び 3 次措置の対応を順次行うこととする。ただし、重大な災害を発生させた場合又は悪質と認められる場合は、この限りでない。
- (2) 複数の違反行為がある場合は、より重い処分を適用する。
- (3) 法第 12 条の規定に基づく登録の取消し等の処分をするとき、又は法第 26 条の規定に基づく認可の取消し等の処分をするときは、あらかじめ法第 38 条第 1 項の規定による聴聞の手続を行うものとする。

(処分の内容)

第6条 別表の処分基準の欄に掲げる「始末書」、「嚴重注意」及び「告発」の意味は、次に定めるところによる。

- (1) 「始末書」とは、法に違反している事実を明確に指摘するとともに、速やかに改善措置を講じ、かつ今後繰り返さない旨を記載させるものをいう。
- (2) 「嚴重注意」とは、文書により、法に違反している事実を明確に指摘した上で、再度違反することのないよう嚴重に注意するとともに、これに従わない場合はさらに厳しい処分を行う旨を通知することをいう。
- (3) 「告発」とは、違反行為が悪質であり、法の罰則規定に該当すると認められる場合は、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第239条の規定により、検察官又は司法警察員に告発することをいう。

(他法令による行政処分との調整)

第7条 土木部河川課長は、行政処分等に当たって、当該違反行為が他の法令等による行政処分等に該当するときには、あらかじめその担当機関と協議し、調整を図るものとする。

(留意事項)

第8条 所長は、行政処分等又は告発を行う前に違反の証拠を写真その他により収集するほか、経緯を詳細に記録するものとする。

- 2 土木部河川課長及び所長は、違反行為を確認した場合には、新たな採取計画申請又は既に提出されている採取計画申請については、当該違反行為が改善された後、これに応じるものとする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成28年5月1日から施行する。

(告発)

- 2 別表の規定にかかわらず、当該違反行為の態様、社会的影響その他の理由により必要があると認める場合は、刑事訴訟法第239条の規定による検察官又は司法警察員への告発を妨げるものでない。